

平成21年度事務事業評価結果(評価集計)

	評価項目	一次評価	二次評価	行革本部評価
事後評価	拡充	2 (5.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	継続実施	26 (68.4%)	19 (50.0%)	20 (52.6%)
	改善・見直し	7 (18.4%)	11 (28.9%)	11 (28.9%)
	抜本的見直し	3 (7.9%)	7 (18.4%)	7 (18.4%)
	休止	0 (0.0%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)
	廃止	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
小計		38	38	38
事前評価	事業化	23 (100.0%)	21 (91.3%)	22 (95.7%)
	実施を延期	0 (0.0%)	2 (8.7%)	1 (4.3%)
	抜本的見直し	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	計画を中止	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
小計		23	23	23
合 計		61	61	61

平成21年度事務事業評価

NO	コード	施策	事業名	担当課	一次評価	二次評価	行革本部評価	事前評価● 事後評価○	行革本部コメント
1	1-1-1	健全な自治体経営の推進（協2-3）	総合窓口・ワンストップサービスの検討	企画政策課	継続実施	休止	継続実施	○	全庁的な視点からワンストップサービスに関する検討を行った結果、保谷庁舎においては、平成19年7月から総合窓口を開始し、窓口利用者の利便性の向上や手続き漏れ防止等図られており、総合窓口を設置していない田無庁舎においても来庁者に対する対応の徹底により、同様の効果が生じている。 二庁舎体制の問題もあり、現時点では大幅に窓口体制を見直す環境にないことから、二次評価のとおり、当面は企画部門を中心とする全庁的な検討は必要ないものと判断する。 なお、総合窓口が担う事務の精査や窓口の連携強化については、日常業務の見直しの中で引き続き取り組む必要があると考え、評価は継続実施とする。
2	2-1-1	公害対策の推進（環2-3）	低公害車の普及促進（庁用車の低公害車購入）	管財課	継続実施	継続実施	継続実施	○	地球温暖化対策に関する市民の意識の高揚を図るうえで、公用車買い替えの際に市が率先して低公害車を購入する本事業の必要性は認められる。 今後は、低公害車購入に関する市の取り組みを市民にアピールし、意識啓発につなげていくとともに、特定財源の活用についても調査研究されたい。
3	2-1-2	健全な自治体経営の推進（協2-3）	田無庁舎整備事業	管財課	事業化	事業化	事業化	●	本事業は、市庁舎利用における利便性向上や適切な施設保全の観点から、早期に実施すべき事業と考える。 実施にあたっては、環境への配慮や特定財源の活用について検討するとともに、市民に与える影響を踏まえて補修工事の優先順位を判断し、計画的な事業実施に努められたい。
4	2-1-3	健全な自治体経営の推進（協2-3）	保谷庁舎・敷地整備事業	管財課	事業化	事業化	事業化	●	現行の市庁舎を有効活用して市民サービスの向上を図る観点からは、本事業を実施すべきと考える。 実施にあたっては、環境への配慮や特定財源の活用、整備事業の対象のひとつである駐車場の適正利用の仕組みづくりについても検討されたい。
5	3-1-1	災害に強いまちづくり（安2-1）	防災意識の啓発	危機管理室	事業化	事業化	事業化	●	市民の防災に対する意識の向上を図るうえでは、「防災意識の啓発」機能を有する防災センターへの来所者を増やすことが必要であり、防災センターの展示機能の充実を図る本事業は計画的に実施すべきと考える。 実施にあたっては、リースや補助金の活用などにより経費縮減に努めるとともに、体験型学習の実施など、防災センターの展示機能を中心とする総合的な啓発活動の実施について検討されたい。

NO	コード	施策	事業名	担当課	一次評価	二次評価	行革本部評価	事前評価・事後評価○	行革本部コメント
6	3-1-2	危機管理体制の整備 (安2-3)	災害情報提供システムの構築	危機管理室	事業化	実施を延期	事業化	●	大規模自然災害等の緊急情報を迅速かつ的確に市民に伝える本システムの構築は、市民の安全を確保する観点から重要性が高いと判断する。 現時点では導入自治体が少数であり、さらなるシステム改良の余地も見込まれるものの、導入促進に向けて国が本年度に限り導入経費の全額を補助するという方針を打ち出していることを踏まえると、効率的な事業実施という観点からは、実施時期を本年度に前倒しすべきと考える。
7	4-1-1	地域情報化の推進 (協2-2)	地方税電子申告システムの構築	市民税課	事業化	事業化	事業化	●	本システムの導入により、納税者の利便性向上や事務の効率化が期待できる。システムの一部の機能は既に運用が開始されていることや、導入に対する国の財源措置が講じられているなど、導入環境も整っていることから、計画的に実施すべき事業と考える。 なお、システム導入にあたっては、本市の既存システムとの整合性や効率的な運用に留意されたい。
8	5-1-1	地域福祉の推進(笑1-1)	地域福祉活動拠点の整備(社会福祉協議会への補助)	生活福祉課	改善・見直し	抜本的見直し	抜本的見直し	○	地域福祉の充実を図るうえで、地域ごとに住民の主体的活動の拠点を整備することを目的とする本事業は重要であると判断されるが、整備の実績があがっておらず、より効果的な事業とするための工夫が必要である。 地域福祉に携わっている住民の実態や、拠点となりうる場所の情報を十分に把握したうえで、事業のあり方を抜本的に見直す必要がある。
9	5-1-2	市民主体のまちづくりの推進(協1-1)	ボランティア・市民活動センター事業への支援(社会福祉協議会への補助)	生活福祉課	改善・見直し	改善・見直し	改善・見直し	○	市民が主体となったまちづくりを進めるうえで、人材育成や情報提供などの面でボランティア活動のサポートを行う本事業の重要性は高いと判断する。 一方で、ボランティア活動への参加意欲がありながら、参加していない層もいることから、災害時におけるボランティアの活用拡大なども含めて、より多くの人がボランティア活動に参加できるような仕組みづくりの検討が必要である。また、平成21年3月に開始した市民協働推進センターとの効果的な連携のあり方についても、調査研究されたい。
10	5-2-1	高齢者福祉の充実 (笑1-2)	高齢者配食サービス事業	高齢者支援課	継続実施	継続実施	継続実施	○	本事業は、高齢者の健康保持だけでなく、孤独感の解消や安否確認の役割も果たしており、適正な受益者負担や確実な利用料の徴収、都からの補助金の確保などに留意しながら、引き続き実施すべきと考える。

NO	コード	施策	事業名	担当課	一次評価	二次評価	行革本部評価	事前評価 事後評価	行革本部コメント
11	5-2-2	高齢者福祉の充実 (笑1-2)	高齢者緊急通報システム事業	高齢者支援課	改善・見直し	改善・見直し	改善・見直し	○	本事業は、在宅高齢者の安全を確保する観点から、必要性が高いと判断する。 今後の事業実施にあたっては、効率性の向上の観点から、システムの方式の統合を進めるとともに、他市の状況を踏まえた適切な受益者負担について検討されたい。
12	5-2-3	高齢者の生きがいづくりの充実(笑2-2)	福祉会館施設の耐震改修(ひばりが丘福祉会館)	高齢者支援課	事業化	事業化	事業化	●	ひばりが丘福祉会館は地域防災計画において二次避難所に位置づけられており、全公共施設の耐震化を目指す市の方針も踏まえると、早期に耐震改修を実施すべきと考える。 改修工事の実施にあたっては、利用者の不便とならないよう、十分な情報提供を行う必要がある。
13	5-3-1	障害者福祉の充実 (笑1-3)	地域生活支援事業(在宅重度心身障害者入浴サービス)	障害福祉課	継続実施	継続実施	継続実施	○	本事業は、在宅の重度心身障害者が地域で自立した生活を送るうえで必要であり、継続実施すべきと考える。 なお、事業の根拠となる障害者自立支援法の見直しの動向を十分に把握したうえで、都の施策や第三者機関による議論も踏まえながら、地域生活支援事業全体が適切な仕組みとなるよう、検討を進められたい。
14	5-3-2	障害者福祉の充実 (笑1-3)	地域生活支援事業(日常生活用具給付等)	障害福祉課	継続実施	継続実施	継続実施	○	在宅の重度心身障害者に対して日常生活に必要な用具の給付を行う本事業の必要性は高いと判断されることから、高齢者施策との関係に留意しながら、対象用具の拡大を検討しつつ、継続実施すべきと考える。 なお、事業の根拠となる障害者自立支援法の見直しの動向を十分に把握したうえで、都の施策や第三者機関による議論も踏まえながら、地域生活支援事業全体が適切な仕組みとなるよう、検討を進められたい。
15	5-3-3	障害者福祉の充実 (笑1-3)	地域生活支援事業(相談支援事業)	障害福祉課	抜本的見直し	抜本的見直し	抜本的見直し	○	障害福祉サービス等に関する情報提供や権利擁護の支援を行う本事業は、障害者が地域で自立した生活を送るうえで必要と判断されるが、現状では、市民ニーズに応えられる事業実施体制となっていない。 第三者機関による議論も踏まえ、(仮)障害者福祉総合センターの開設にあわせ、事業の実施体制を抜本的に見直す必要がある。
16	5-3-4	障害者福祉の充実 (笑1-3)	地域生活支援事業(生活サポート)	障害福祉課	継続実施	継続実施	継続実施	○	障害者が地域で生活するには、見守りや家事援助などのサポートが必要であるが、それに対する助成を行う本事業の重要性は高く、高齢者施策との関係に留意しながら、継続実施すべきと考える。 なお、事業の根拠となる障害者自立支援法の見直しの動向を十分に把握したうえで、都の施策や第三者機関による議論も踏まえながら、地域生活支援事業全体が適切な仕組みとなるよう、検討を進められたい。

NO	コード	施策	事業名	担当課	一次評価	二次評価	行革本部評価	事前評価・事後評価○	行革本部コメント
17	5-3-5	障害者の社会参加の拡大（笑2-3）	地域生活支援事業（障害者スポーツ支援事業）	障害福祉課	継続実施	改善・見直し	改善・見直し	○	障害者が地域社会の中で生きがいをもって生活するには、スポーツ・レクリエーション活動へのサポートが必要であり、本事業の必要性は高いと考える。今後は、事業内容の充実や参加者の拡大に向けて、競争性を高めることなどにより、委託事業者の質の向上を図る必要がある。 なお、事業の根拠となる障害者自立支援法の見直しの動向を十分に把握したうえで、都の施策や第三者機関による議論も踏まえながら、地域生活支援事業全体が適切な仕組みとなるよう、検討を進められたい。
18	5-3-6	障害者の社会参加の拡大（笑2-3）	地域生活支援事業（更生訓練費給付）	障害福祉課	継続実施	改善・見直し	改善・見直し	○	障害者の社会復帰を促進するうえで、自立訓練等に要する費用を給付する本事業の役割は大きい。現在の事業は経過措置として行われている。 事業の根拠となる障害者自立支援法の見直しの動向を十分に把握したうえで、都の施策や第三者機関による議論も踏まえながら、地域生活支援事業全体が適切な仕組みとなるよう、事業見直しに向けた検討を進められたい。
19	5-3-7	障害者の社会参加の拡大（笑2-3）	心身障害者（児）通所訓練等事業	障害福祉課	抜本的見直し	抜本的見直し	抜本的見直し	○	在宅の心身障害者の社会参加の促進を図るうえで重要な事業であるが、障害者自立支援法の施行に伴う新事業体系への移行までの経過措置として実施されているものであり、今後の法改正の動向や第三者機関による議論を踏まえ、障害者のニーズに合った事業として継続できるよう、抜本的な見直しが必要と考える。
20	5-3-8	障害者の社会参加の拡大（笑2-3）	精神障害者共同作業所通所訓練事業	障害福祉課	抜本的見直し	抜本的見直し	抜本的見直し	○	在宅の精神障害者の社会復帰の促進を図るうえで重要な事業であるが、障害者自立支援法の施行に伴う新事業体系への移行までの経過措置として実施されているものであり、今後の法改正の動向や第三者機関による議論を踏まえ、障害者のニーズに合った事業として継続できるよう、抜本的な見直しが必要と考える。
21	6-1-1	子育て支援の促進（創2-2）	病後児保育事業	子育て支援課	拡充	改善・見直し	改善・見直し	○	本事業は、子育てと就労の両立を支援するうえで重要な位置づけにあり、利用実績からニーズも高いと判断され、現状の事業規模や利用者負担の水準は概ね適正であると考えられる。 増大する子育て支援ニーズには行政を含む社会全体で対応すべきであることから、引き続き行政が子育て支援分野で果たすべき役割や費用対効果を考慮した適切な事業実施に努めるとともに、今後は病児保育への対応や、在宅における病後児保育への支援、保育園における病後児保育の実施などについて、検討を進められたい。
22	6-2-1	子育て支援の促進（創2-2）	心身障害児通所訓練（ひよっこ）	保育課	改善・見直し	抜本的見直し	抜本的見直し	○	併設保育園の入所児とともに障害児の保育・訓練・生活指導を行う本事業は、障害の軽減や心身の発達の支援を図るうえで重要である。 しかし、類似事業である「ひいらぎ」と利用者負担や事業実施方法が異なっており、地域における一体的な療育の実施という観点から、ニーズを十分に踏まえつつ、事業の統合も視野に入れた抜本的見直しを早期に行う必要があると考える。

NO	コード	施策	事業名	担当課	一次評価	二次評価	行革本部評価	事前評価・事後評価○	行革本部コメント
23	6-2-2	子育て支援の促進 (創2-2)	保育園施設の大規模改修(ほうやちよう保育園)	保育課	事業化	事業化	事業化	●	施設の老朽化の状況や地域防災計画における二次避難所としての位置づけを踏まえると、早期に改修を行う必要があると考える。 改修工事実施にあたっては、利用者の安全確保に注力するとともに、業務の民間委託が予定されていることを踏まえ、受託事業者との調整にも留意されたい。
24	6-2-3	子育て支援の促進 (創2-2)	保育園施設の耐震改修(耐震診断調査・実施設計・改修工事)	保育課	事業化	事業化	事業化	●	保育園施設が地域防災計画において二次避難所として位置づけられていることを踏まえると、早期に耐震診断を行い、その結果を踏まえて計画的に改修工事を実施すべきと考える。 改修工事の実施にあたっては、利用者の安全確保に注力されたい。
25	6-2-4	子育て支援の促進 (創2-2)	一時保育事業	保育課	継続実施	改善・見直し	改善・見直し	○	本事業は全ての子育て家庭を対象としており、ニーズも高く、子育て支援策としての効果も高いと判断される。 本事業を実施するには一定のスペースが必要であるが、従来の保育園の増改築により対応する手法では限界があることから、園内の空きスペースの活用なども視野に入れて、効率性の面にも留意しながら、サービスの充実に努められたい。
26	6-3-1	子ども参加の促進 (創2-1)	児童館施設の改修(西原児童館)	児童青少年課	事業化	事業化	事業化	●	子どもの安全な居場所づくりの観点や、国の大規模学童クラブ解消方針を踏まえると、老朽化が進んでいる西原児童館の改修を行い、同児童館内に新たな学童クラブを設置する本事業は計画的に実施すべきと考える。 工事実施にあたっては、利用者である児童の安全確保に配慮するとともに、保護者に対して十分な説明を行う必要がある。
27	6-3-2	子育て支援の促進 (創2-2)	学童クラブ施設の改修(東伏見学童クラブ施設の移設)	児童青少年課	事業化	事業化	事業化	●	平成22年度に実施予定の石神井川河川工事の事業用地に東伏見学童クラブが入っていることから、河川改修に伴う補償金を有効活用して、本施設の移転及び、安全性と利便性の向上が課題となっている東伏見第二学童クラブの移転改築を行う本事業は、児童の安全な居場所づくりを効率的に進める観点から、実施すべき事業と考える。 実施にあたっては、児童やその保護者をはじめとする関係者が多数存在しており、既に事前説明会も開催されているところであるが、今後とも十分な説明を心がけて事業への理解を求めるとともに、工事の安全の確保にも注力されたい。
28	6-4-1	子ども参加の促進 (創2-1)	子ども家庭支援センターの運営(相談ネットワークの構築)	子ども家庭支援センター	継続実施	継続実施	継続実施	○	子どもを取り巻く環境の多様化や要保護児童の増加を踏まえると、関係機関と連携して子どもと家庭の相談に応じる本事業の必要性は高いと判断する。 これまで進めてきた地域の関係機関と連携したサポート体制のさらなる充実に努められたい。

NO	コード	施策	事業名	担当課	一次評価	二次評価	行革本部評価	事前評価 事後評価	行革本部コメント
29	6-4-2	子育て支援の促進 (創2-2)	子どもの発達支援事業 (ひいらぎ)	子ども家庭支援センター	拡充	継続実施	継続実施	○	要支援児童が増加する中で、発達障害の早期発見・療育等を行う本事業の意義は大きいと判断する。利用者からの評価も高く、関係機関との連携も重要となることから、引き続き市が主体となって実施すべきである。 なお、今後の課題として、類似事業である「ひよこ」との整合性の確保や、業務のアウトソーシングの検討について取り組む必要がある。
30	7-1-1	芸術・文化活動の振興 (創3-4)	こもれびホール施設の改修	生活文化課	事業化	事業化	事業化	●	ホールの機能維持及び利用者の安全確保のためには、老朽化の状況に応じた改修が必要であり、指定管理者と情報交換を行ったうえで、優先度の高い箇所から計画的に改修を実施すべきである。 実施に当たっては、利用者の利便性に配慮して工期を設定するとともに、指定管理者の更新時期に合わせ、サービス水準の向上による利用料金の見直しの必要性についても検証されたい。
31	7-2-1	産業の振興(活1-1)	広域型商店会活動の推進(広域型イベントの支援)	産業振興課	継続実施	改善・見直し	改善・見直し	○	商店会に対する広域型イベントへの経費補助を行う本事業は、商店街を活性化させ、豊かなまちづくりを推進するうえで必要な事業と判断する。 こうしたイベントを地域に定着させるためには、補助期間終了後も自主的な運営ができるようにサポートする仕組みの検討が必要であり、今後は、地域特性や消費者ニーズ、他市の先進事例等を踏まえ、地域に根ざしたイベントの実施に向けた支援に取り組まされたい。
32	7-2-2	産業の振興(活1-1)	商業者と生活者による商店街・まちづくりの推進(街なかサロン運営含む)	産業振興課	改善・見直し	抜本的見直し	抜本的見直し	○	街なかサロンなどにより商業者と生活者の交流の推進を図る本事業は、地域の活性化を図るうえでは重要と考えられるが、現状では具体的な効果が見えづらい。 今後は、街なかサロンの必要性や事業のあり方を検証し、空き店舗の活用など具体的な効果が期待できる交流のあり方を検討されたい。
33	7-2-3	産業の振興(活1-1)	商店会等地域活性化補助金(広域型イベントの支援除く)	産業振興課	継続実施	改善・見直し	改善・見直し	○	商店街の整備や装飾に対して補助を行う本事業は、商店街の活性化に寄与すると考えられる。 今後、本事業をより効果的なものとするため、地域の実情にあった柔軟な取り組みへの支援が可能となるよう、制度の充実に努められたい。

NO	コード	施策	事業名	担当課	一次評価	二次評価	行革本部評価	事前評価・事後評価○	行革本部コメント
34	7-2-4	産業の振興（活1-1）	中小企業退職金共済掛金補助事業の実施	産業振興課	継続実施	改善・見直し	改善・見直し	○	独自では退職金制度を設けにくい中小企業の現状を考えると、国の共済制度への加入促進を目的として掛金の助成を行う本事業は重要であると判断する。 一方で、共済未加入の企業へは加入申請の勧奨が行われていないことから、市内全中小企業へ働きかけを行うとともに、中小企業の実態にあった補助内容の見直しを図られたい。
35	7-3-1	環境意識の高揚（環2-1）	環境情報の提供及び環境学習の推進	環境保全課	継続実施	継続実施	継続実施	○	社会的に環境問題が重要視されるなか、講座・講習会や教材の作成などにより、市民の環境問題への意識を高め、自主的な環境問題への取り組みを促す本事業の重要性は高いと判断する。 今後は、事業への協力者や参加者の意見を踏まえ、関係部署・関係機関とも今まで以上に連携を図りながら、より多くの人に環境問題に関心をもってもらえるよう、事業の充実に取り組まれたい。
36	7-3-2	環境意識の高揚（環2-1）	環境リーダーの養成及び活用	環境保全課	継続実施	継続実施	継続実施	○	環境保全活動の重要性を市民に広げていくためには、自主的な環境学習活動を推進する役割を担う人材が重要であり、講座により環境リーダーの養成を図る本事業の必要性は高いと判断する。 養成講座修了者は増加しているが、より多くの人に参加してもらうことが重要であり、市の環境施策の中心となるエコプラザ西東京協力員の活動強化という観点も含め、さらなる事業の充実に努められたい。
37	7-3-3	地球温暖化対策の推進（環2-4）	地球温暖化対策実行計画の推進・改定（エコアクション21の運用）	環境保全課	継続実施	継続実施	継続実施	○	市が一事業者として環境保全への責任を果たすとともに、市内事業者への環境マネジメントシステムの普及促進を図るうえで、市が率先してエコアクション21の運用に取り組む本事業の位置づけは重要であると考えます。 今後は、職員への周知徹底をさらに工夫することで、一層のシステムの定着を図られたい。
38	7-4-1	ごみ対策の推進（環2-2）	レジ袋削減への取組	ごみ減量推進課	事業化	事業化	事業化	●	ごみ減量や資源化を推進するうえでは、レジ袋削減への取り組みを市内事業者と協力して市民に働きかける本事業は重要であると考えます。 事業実施にあたっては、レジ袋削減に関する実態調査を踏まえて行動計画を作成し、効率的な実施方法を検討されたい。
39	7-5-1	みどりの空間の創出（環1-2）	公園広場整備事業	みどり公園課	継続実施	継続実施	継続実施	○	本市の市民一人当たりの公園面積は他市と比較して小さく、市民ニーズも高いことから、計画的な公園広場の整備が必要である。 多額の財源が必要とされることを踏まえ、地域的なバランスも考慮しながら、適正な事業実施に努められたい。

NO	コード	施策	事業名	担当課	一次評価	二次評価	行革本部評価	事前評価 ● 事後評価○	行革本部コメント
40	7-5-2	みどりの空間の創出 (環1-2)	公園遊具等修繕事業	みどり公園課	事業化	事業化	事業化	●	公園遊具の劣化は重大事故につながる可能性が高く、これまでの点検結果をみても改善の必要性がある遊具等が多数あることから、本事業は早期に実施すべきである。実施にあたっては、国の指針やこれまでの点検結果をもとに、危険性の高いものから計画的に実施するとともに、利用者のニーズを踏まえた遊具の適正配置についてもあわせて検討されたい。
41	8-1-1	住みやすい住環境の創造(安1-1)	ひばりヶ丘駅周辺まちづくりの推進(北口まちづくり)	都市計画課	継続実施	継続実施	継続実施	○	本事業は、当該地区を縦断する都市計画道路事業とともに、二次評価記載の地域課題の解決を図るために必要なものであり、都市計画道路の進捗状況を踏まえ、関係者への十分な説明にも留意しながら、引き続き実施されたい。
42	8-1-2	災害に強いまちづくり(安2-1)	耐震化の促進	都市計画課	継続実施	継続実施	継続実施	○	安全なまちづくりを進めるうえで、住宅の耐震化を進めることは重要であり、木造住宅の耐震診断・改修に要する費用の助成を行う本事業は引き続き実施すべきと考える。今後は、より多くの人に活用されるよう、制度のPRを強化するとともに、他市の状況を把握したうえで、対象住宅の拡大について調査研究されたい。
43	8-2-1	道路・交通の整備(安1-2)	ひばりヶ丘駅周辺まちづくりの推進(西3・4・21号線整備)	道路建設課	継続実施	継続実施	継続実施	○	本事業は、ひばりヶ丘駅北口地区のまちづくりと並行して、地域の諸課題を解決するうえで重要な位置づけにあり、引き続き実施すべきと考える。事業を進めるにあたっては、多数存在する関係者への説明を十分に行うとともに、新都市建設公社を活用して計画期間内に事業が完了するよう、効率的な実施に努められたい。
44	8-2-2	道路・交通の整備(安1-2)	西東京都市計画道路3・5・10号線整備事業	道路建設課	事業化	事業化	事業化	●	本事業は、市内道路ネットワークを整備するうえで、東西方向のアクセス強化という点で重要であるとともに、安全対策上の必要性も高く、早期に実施すべきと考える。実施にあたっては、ひばりが丘地区地区計画を踏まえつつ、都市再生機構とも十分に協議したうえで、円滑な事業執行に努められたい。
45	8-2-3	道路・交通の整備(安1-2)	西東京都市計画道路3・4・11号線整備事業	道路建設課	継続実施	継続実施	継続実施	○	本事業は、西東京市東部地域の交通の円滑化を図るうえで重要な位置づけにあることから、都からの受託事業であることを踏まえ、都と十分な連携・協議を行いながら、早期の用地確保及び用地取得後の着実な工事実施に努められたい。
46	8-2-4	道路・交通の整備(安1-2)	西東京都市計画道路3・4・13号線整備事業	道路建設課	継続実施	継続実施	継続実施	○	本事業は、西東京市北部地域における道路交通環境の整備を進めるうえで、東西道路の重要路線として位置づけられることから、引き続き実施すべきと考える。今後は、周辺道路の整備にあわせて、計画期間内の完成に向けた着実な工事実施に努められたい。
47	8-2-5	道路・交通の整備(安1-2)	西東京都市計画道路3・4・15号線整備事業	道路建設課	継続実施	継続実施	継続実施	○	本事業は、西東京市北部地域における道路交通環境の整備を進めるうえで、南北道路の重要路線として位置づけられることから、引き続き実施すべきと考える。今後は、周辺道路の整備にあわせて、計画期間内の完成に向けて、早期の用地確保及び用地取得後の着実な工事実施に努められたい。

NO	コード	施策	事業名	担当課	一次評価	二次評価	行革本部評価	事前評価 事後評価	行革本部コメント
48	8-2-6	道路・交通の整備 (安1-2)	向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備事業	道路建設課	継続実施	継続実施	継続実施	○	本事業は、旧IHI工場跡地の開発に伴い進行している都市型産業の整備による都市構造の変化に対応して、該当地区の道路交通環境の整備を行うものであり、必要性が認められることから、地権者に対して十分な説明を行いながら、引き続き実施すべきと考える。
49	8-2-7	道路・交通の整備 (安1-2)	踏切道拡幅事業	道路建設課	事業化	事業化	事業化	●	国や東京都において重要な位置づけにある事業であり、歩行者の安全確保の観点からも、早期に実施すべきと考える。 事業実施にあたっては、補助金の確保や鉄道事業者との十分な調整に留意されたい。
50	8-2-8	道路・交通の整備 (安1-2)	私道の整備	道路建設課	改善・見直し	抜本的見直し	抜本的見直し	○	交通面における市民の利便性向上の点では、私道を含む生活道路の整備が重要であり、私道の整備に対して補助を行う本事業の必要性は認められる。 しかし、西東京市における私道舗装工事補助経費の予算規模は他市と比較して大きく、自己負担も導入されていないことから、補助制度のあり方を抜本的に見直す必要がある。
51	8-3-1	道路・交通の整備 (安1-2)	保谷駅南口、西武柳沢駅南口自転車駐車場の整備	道路管理課	事業化	事業化	事業化	●	西東京市では自転車利用が多く、自転車駐車場に対するニーズが高いことから、整備が遅れている西武柳沢駅南口や継続性に問題のある保谷駅南口における自転車駐車場の整備を行う本事業は、放置自転車対策の観点からも早急かつ計画的に実施する必要があると考える。 事業実施にあたっては、利用者のニーズを踏まえた運営方法となるよう配慮するとともに、自転車放置禁止区域の設定なども含めた総合的な放置自転車対策の実施についても検討されたい。
52	8-4-1	災害に強いまちづくり (安2-1)	既設雨水管台帳の整備(GISの導入含む)	下水道課	事業化	事業化	事業化	●	近年の都市部における集中豪雨の頻発を踏まえると、本事業により既設雨水管の基礎的な情報を把握できる台帳の整備を行い、引き続き溢水地域を計画的に解消していくことが必要であると考え。特定財源の活用による一般財源の抑制に留意しながら、事業実施されたい。
53	9-1-1	学校教育の充実(創2-3)	共同事業の企画、実施(早稲田大学との連携事業)	教育企画課	継続実施	継続実施	継続実施	○	本事業は、地域資源である早稲田大学と連携して、児童の学習意欲の向上を図るものであり、参加希望者も多いことから、市民ニーズに合致した事業として、継続すべきと考える。 今後は、より多くの児童に事業効果が還元される実施方法や、効果的な事業のあり方についても検討されたい。
54	9-1-2	学校教育の充実(創2-3)	共同事業の企画、実施(東京大学との連携事業)	教育企画課	改善・見直し	改善・見直し	改善・見直し	○	本事業は、地域資源である東大農場の活用や食育の推進の観点から、市が関与して実施すべき事業と考える。 実施にあたっては、対象となる学校が限定されていることから、協力相手の東大農場側の事情も十分に考慮したうえで、より多くの学校の児童・生徒に事業効果が還元されるような事業のあり方について検討されたい。

NO	コード	施策	事業名	担当課	一次評価	二次評価	行革本部評価	事前評価 事後評価	行革本部コメント
55	9-2-1	学校教育の充実（創2 - 3）	完全中学校給食の実施	学校運営課	事業化	事業化	事業化	●	中学校給食は、食育の推進や生徒の健康増進の観点から重要な位置づけにあり、早期に実施校の組み合わせや実施時期の方向性を決定したうえで、計画的に実施すべきと考える。 実施にあたっては、給食費未納の防止策を検討するとともに、多額になると予測されるランニングコストの抑制や、保護者の不安への適切な対応に努められたい。
56	9-2-2	学校教育の充実（創2 - 3）	小学校校舎等大規模改造事業（柳沢小学校）	学校運営課	事業化	事業化	事業化	●	老朽化した本学校施設については、生徒の安全確保や地域の避難所としての機能性確保の観点から、大規模改造が必要であり、工事中の安全確保や環境への影響にも配慮しながら、着実に実施すべきと考える
57	9-2-3	学校教育の充実（創2 - 3）	中学校校舎大規模改造事業（田無第三中学校西校舎）	学校運営課	事業化	事業化	事業化	●	老朽化した本学校施設については、生徒の安全確保や地域の避難所としての機能性確保の観点から、大規模改造が必要であり、工事中の安全確保や環境への影響にも配慮しながら、着実に実施すべきと考える。 また、中学校給食の実施も視野に入れた効率的な施工が求められるが、両校舎への昇降機の設置は経済性の面から問題があると思われる。 なお、事業の実施に当たっては、国庫補助金の活用方策についても併せて検討されたい。
58	9-4-1	スポーツ・レクリエーション活動の振興（創3 - 3）	スポーツ施設の改修	スポーツ振興課	事業化	事業化	事業化	●	市民の安全なスポーツ環境を確保する観点から、指定管理者との情報交換等により的確に現状を把握したうえで、費用対効果を考慮しながら、計画的に施設改修を実施すべきと考える。また、指定管理者の更新時期に合わせ、サービス水準の向上による利用料金の見直しの必要性についても検証されたい。 なお、東京国体に向けた総合体育館の改修については、国体後も有効活用できるよう、改修内容を検討するとともに、財源確保に向けて施設整備助成に関する東京都との協議を進められたい。
59	9-5-1	学習活動の推進（創3 - 2）	公民館施設の改修	公民館	事業化	実施を延期	実施を延期	●	谷戸出張所跡地を公民館施設として活用するための改修については、市民意見を踏まえたものであり、計画に沿って事業を進められたい。 老朽化に伴う施設改修については、公共施設の保全の観点から、費用対効果や機能性の向上、中長期的な施設改修の方向性等を総合的に勘案し、財政部門とも十分に協議したうえで、適切な改修内容・実施時期について検討されたい。
60	9-6-1	学習活動の推進（創3 - 2）	図書館施設の改修	図書館	事業化	事業化	事業化	●	図書館は市民の学習・文化活動を支える重要な施設であり、利用者も多いことから、利便性の向上を目的としてレファレンスサービス強化に向けた施設改修を行う本事業には必要性が認められる。改修期間中の臨時休館のあり方を十分に検討したうえで実施されたい。
61	9-6-2	学習活動の推進（創3 - 2）	図書館所蔵の歴史的資料の修復及び保存・活用	図書館	継続実施	改善・見直し	改善・見直し	○	市民の共有財産である歴史的資料の修復・保存は、市民の学習機会を充実させる観点から、市が実施すべき事業であり、資料の保存状態による修復の優先順位に留意しながら、計画的に修復・保存を実施したうえで、市民への公開等の有効活用に努められたい。